

独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センターにおける売店・清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

次のとおり公募型企画競争（プロポーザル方式）に付します。

令和3年12月27日（月）

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京蒲田医療センター
院長 石井 耕司

1 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センターにおける売店・清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当院院長が指定する病院建物を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者及び職員等のための売店・自販機等の運営全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日(5年間)

(4) 履行場所

東京都大田区南蒲田2丁目19番地2号
独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター

(5) 事業者の決定方法

選考の参加条件が確認された法人等から提出された企画提案書及び見積書、プレゼンテーションについて、当病院売店及び自動販売機等設置検討委員会が審査した結果を踏まえ、当病院長が1社を決定する。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。(地域医療機能推進機構HP、情報公開、JCHO規程参照)

(5) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 契約条項を示す場所

〒144-0035 東京都大田区南蒲田二丁目19番2号

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京蒲田医療センター 経理課 契約係

電話 03-3738-8221 FAX 03-3733-7471

4 企画競争執行の場所及び日時

(1) 公募型企画競争説明書等の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。

(2) 公募型企画競争説明書等の交付期間

令和3年12月27日(月)から令和4年1月27日(木)まで。本公告日から令和4年1月27日(木)までに「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)と引き換えに(1)担当部署にて交付する。

(但し、行政機関の休日に関する法律「昭和63年法律第91号」第1条に規定する行政機関の休日は除く。)土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00までの間にメールにて問い合わせのうえ交付する。

(メールアドレス:keiri@kamata.jcho.go.jp)

(3) 企画競争参加資格提出期限

令和4年1月28日（金） 12時00分 まで

（郵送する場合には期限までに必着のこと）

質疑 令和4年1月28日（金） 12時00分までに、電子メールにて提出。

電話・口頭での質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、令和4年1月31日（月） までに電子メールにて回答します。

質疑用メールアドレス： keiri@kamata.jcho.go.jp

(4) 提案書等の提出期限

令和4年2月1日（火） 12時00分 （郵送する場合には期限までに必着のこと）

(5) プレゼンテーションの日時及び場所

必要に応じて開催する場合は別途連絡する

(6) 決定の通知

令和4年2月9日（水） 郵送にて通知する

5 その他必要な事項

(1) 公募型企画競争の保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 公募型企画競争及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 公募型企画競争参加者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等及び仕様書において定めるものを添付して競争参加資格提出期限内に提出しなければならない。

公募型企画競争者は決定日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 公募型企画競争の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書（見積書）、公募型企画競争者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書（見積書）、企画提案書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して企画提案書を提出した入札者であって、プロポーザル方式により当病院売店及び自動販売機等設置検討委員会が審査した結果を踏まえ、当病院長が決定する。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約を締結する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は公募型企画競争説明書による。